

# 九頭井太夫矢島家文書「年代日記諸雑録」

八ヶ岳総合博物館 古文書研究会

はじめに

当館の古文書研究会では、九頭井太夫矢島家文書の解読を進めてきたが、平成27(二〇一五)年に主な史料の解読が終了したので、『紀要No.24』『紀要No.25』において「万代家職覚帳」の解読の成果を掲載した。

しかし、他にも重要な史料を多く含んでいるために、今後とも、同家の史料を、紀要に掲載していきたくと考えている。

今回は、幕末維新の状況を記録した慶応四年八月「年代日記諸雑録」を取り上げる。

凡例

・目録番号、資料番号は、八ヶ岳総合博物館『紀要』第23号「九頭井太夫 矢島家文書目録」(二〇一五)の掲載番号である。

「年代日記諸雑録」について  
本史料を著したのは、文中の記述から矢島庫(信智) 明治三十九(一九〇六)年七月十日没 七十八歳)である。

内容は、慶応元(一八六五)年から明治二(一八六九)年の、諏訪地方の状況や、官軍や江戸幕府軍の動向、九頭井太夫家周辺のことなどである。

この頃は、水害の記述が多く見られる。他に、廃仏毀釈に関すること、神道葬祭に関することなどが詳しく記されている。

しかし、他史料と照合すると、日付や内容が異なる部分もあり、矢島庫が伝聞などで聞いたところ、正確な情報が伝わっていない可能性があり、内容に関して、より精査する必要があるだろう。本稿では、簡単な事実確認しかできなかった。

(文責 柳川英司)

## 《釈文》

### 1 (表紙)

慶応四<sup>戊</sup> 八月 改之

年代日記諸雑録

上原郷

矢島性

### 2 (表紙裏)

歳代日記覚手扣

### 3

一、元治元<sup>乙</sup>年四月、年号又あらた

まり、慶応と成、

一、將軍様四月十二日御出府、

(一)

邊<sup>ニ</sup>而溜<sup>ル</sup>位之事、其儘

### 4

山祓(拔)有之、人家流出、女人小(子)供所々<sup>ニ</sup>而死<sup>ス</sup>、當年四月

尾

畏州名古屋<sup>之</sup>御城<sup>ニ</sup>五月迄

御在城、それ大坂御城<sup>江</sup>御

発足被遊候よし、諸大名

御旗本迄拾万人之御同勢

之由<sup>ニ</sup>御座候、是ハ京都御上洛之

御人数也、

一、閏五月十六日<sup>ハ</sup>、雨降出し、

昨十七日大満水、前代見

聞之出水、九頭井平一洞(同)本

瀬<sup>ニ</sup>相成、大木、橋木等森之

邊<sup>ニ</sup>而溜<sup>ル</sup>位之事、其儘

(三)

十六日<sup>ハ</sup>廿八日迄<sup>ニ</sup>雨降續

其寒事、八月頃陽氣<sup>ニ</sup>

ひとし、土用廿六日<sup>ニ</sup>御座候、

廿九日<sup>ニ</sup>天氣上<sup>リ</sup>、万民悦ぶ、

米直段、拾兩<sup>ニ</sup>付、八俵迄<sup>ニ</sup>

相成、小賣四合五夕賣御座候、

村分切口九ヶ所出来見聞

之大あれ<sup>ニ</sup>候、其外山々沢々

手前小座敷普請、大工坂之安太郎御座候、

一、追々米直段七俵迄三相成

候得共、賣買無之、中下之者、誠<sup>ニ</sup>當惑いたし、猶又

雨降事前天氣により一日、二

日置<sup>ニ</sup>降候、月替六月十五日<sup>ニ</sup>

雷雨<sup>ニ</sup>、一日少々ツ、降夜の

八ツ頃ト思しき頃より大風吹

大雨波瀾す如く、明六ツ迄

降し、しはらくの間<sup>ニ</sup>前の

通<sup>リ</sup>同水<sup>ニ</sup>相成、九頭井平迄

本瀬<sup>ニ</sup>相成、十七日も晴降<sup>ニ</sup>

而<sup>ニ</sup>昼頃<sup>ニ</sup>、少々ツ、天氣之様<sup>ニ</sup>

相成候、

一、満水又は世並悪敷しき故

六月十二日<sup>ニ</sup>大宮<sup>ニ</sup>於<sup>リ</sup>前

申年之振合<sup>ニ</sup>二七日之内湯

神奉御祈禱、天下泰平、五

穀成就之為一同出勤いたし、

且又村々役所<sup>ニ</sup>右之觸いたし、

相濟之後同断、千野左内、人足と

手分<sup>ニ</sup>、湯手拭、村々<sup>ニ</sup>遣し申候、

5 慶応元<sup>ニ</sup>年六月廿七日

一、宮田渡大炊之尉殿、服(腹)

病<sup>ニ</sup>、十二三日之内<sup>ニ</sup>病氣

重<sup>リ</sup>、終、廿二日夜死去いたし、

同廿三日、宮家一同、御屋敷

江御悔申上候、同廿七日納

くわん(棺)に相成候、席順、手

前共八、五官祝、両奉行、

次<sup>ニ</sup>仲間一同下座<sup>ニ</sup>、三之丸

御名代納官(棺)相濟、一同退

散<sup>ニ</sup>相成候、下宿花森方

二、仲間出<sup>ニ</sup>合<sup>ニ</sup>、酒肴認

いたし候、退散之次<sup>ニ</sup>納

官(棺)之届<sup>ニ</sup>一同参り、御酒被下

それ引取申候、

(四)

一、一同出棺迄ハ、廿三日<sup>ニ</sup>七日迄

為御手傳は相詰罷在候、

野御札<sup>ニ</sup>は、御侍式人御一類<sup>ニ</sup>は

千野□(渡か)殿、鶴飼林蔵殿

御子息、御醫師老人外<sup>ニ</sup>

御二人安(案)内<sup>ニ</sup>而、足輕金子

又七、五官衆次<sup>ニ</sup>私<sup>ニ</sup>共、仲

間、其<sup>ニ</sup>御侍斗<sup>ニ</sup>、外之方

江礼<sup>ニ</sup>参り申候、

6 一、慶應<sup>ニ</sup>年五月大水有

所々大あれ<sup>ニ</sup>御座候、七月十五日<sup>ニ</sup>

十六・十七・十八日迄<sup>ニ</sup>寒冷、作物

おくれて実のり悪し、矢ヶ崎<sup>ニ</sup>

上、茅野<sup>ニ</sup>上、山浦筋大ききん、

八月<sup>ニ</sup>、五日・六日・七日・八日迄

七日<sup>ニ</sup>は大風吹、甲州邊見筋<sup>ニ</sup>山

浦、松本、伊奈筋大あれ、大木

宮堂家居迄多分失し申候、

作物田畑共<sup>ニ</sup>吹切一切実入不、

八日・九日頃<sup>ニ</sup>米直段即時<sup>ニ</sup>引上<sup>リ</sup>、

四俵十六両式分迄<sup>ニ</sup>相成、賣一

切無之相成、城下は不申<sup>ニ</sup>及

大騒<sup>ニ</sup>相成御城下へは、上<sup>ニ</sup>米三

百俵被下、百文<sup>ニ</sup>付式合八夕賣

老軒<sup>ニ</sup>付、式百文ツ、賣出し申候、

十七日・十八日<sup>ニ</sup>は、松本やくわんや

神林庄三郎外<sup>ニ</sup>老・二軒焼拂、

ふちこハし、大騒<sup>ニ</sup>御座候、施導人

数は木曾の者<sup>ニ</sup>御座候よし、

諏方<sup>ニ</sup>は、御上<sup>ニ</sup>十八日夜四ツ

頃、塩尻峠迄陣取ふせくよし、

誠前代見聞の大變也、去年

六月<sup>ニ</sup>、將軍様御上京、長州

せいばつ(征伐)被成候<sup>ニ</sup>付、伊々(井伊)様先

陣、榊原□軍いたし候、是又

国中大騒也、然處、將軍様

御病氣<sup>ニ</sup>成、八月御引取

(七)

日延<sup>ニ</sup>相成、松本様、上田様、高

遠殿も、大名旗本皆引取、

御祝義有之よし、御家様ハ、

江戸内樓田御門番<sup>ニ</sup>御座候

八月十九日迄右条々右之通、

一、將軍家一ツ橋慶喜殿、京

都二條之御城<sup>ニ</sup>罷有候よし之

処、慶應<sup>ニ</sup>年極月廿五日

一、條御城<sup>ニ</sup>上洛<sup>ニ</sup>、唱御出立

慶應四年四月二日

御用務大名<sup>ニ</sup>は會津、桑名、

高松、松山等、伏見表へ先陣、

官兵<sup>ニ</sup>は、薩州、長州、藝州

土州、因州、彦根通<sup>ニ</sup>不通<sup>ニ</sup>之

口論より始り、伏見・鳥羽村

と云<sup>ニ</sup>始り、三日<sup>ニ</sup>七日迄

昼夜五日之間戦ひ候よし、

一、將軍職之儀は、前年十一月

天子へ差上、猶又政務料五

百万石も差上候様被仰出

罷有よし、同三年江戸表<sup>ニ</sup>

天そう寺そふ御役御免<sup>ニ</sup>

相成候よし、京都<sup>ニ</sup>蟻春

川宮様被仰出、大將冠(くわん)<sup>ニ</sup>為成候

よし、新<sup>ニ</sup>三余御役所<sup>ニ</sup>申出

出来候よし、三余御役所へ出張

長門様、薩摩様、土佐様二人宛

出張政務相勤候よし、右三日<sup>ニ</sup>之

合戦<sup>ニ</sup>付、國々大騒<sup>ニ</sup>相成候、京

都<sup>ニ</sup>は、長薩因土近藝之大名

洛中相箇<sup>ニ</sup>又、往来等々人も、大津

内へハ不通よし、

一、京都三余御役処<sup>ニ</sup>、高嶋御出入

町人藤井長右衛門と申町人<sup>ニ</sup>御下知

因幡守應心<sup>ニ</sup>相成哉、如何と

有、幸ひ、藤井<sup>ニ</sup>林麓平、藤森

氏罷有、直<sup>ニ</sup>藤井蟻春川宮様<sup>ニ</sup>

(十)

古しらへ、先觸<sup>ニ</sup>出、はや打<sup>ニ</sup>林

氏二月十六日京<sup>ニ</sup>、廿四時<sup>ニ</sup>飛

御病氣<sup>ニ</sup>成、八月御引取

御病氣<sup>ニ</sup>成、八月御引取

御病氣<sup>ニ</sup>成、八月御引取

御病氣<sup>ニ</sup>成、八月御引取

御病氣<sup>ニ</sup>成、八月御引取

御病氣<sup>ニ</sup>成、八月御引取

御病氣<sup>ニ</sup>成、八月御引取

御病氣<sup>ニ</sup>成、八月御引取

御病氣<sup>ニ</sup>成、八月御引取

御病氣<sup>ニ</sup>成、八月御引取

御病氣<sup>ニ</sup>成、八月御引取

御病氣<sup>ニ</sup>成、八月御引取

御病氣<sup>ニ</sup>成、八月御引取

御病氣<sup>ニ</sup>成、八月御引取

御病氣<sup>ニ</sup>成、八月御引取

御病氣<sup>ニ</sup>成、八月御引取

御病氣<sup>ニ</sup>成、八月御引取

御病氣<sup>ニ</sup>成、八月御引取

御病氣<sup>ニ</sup>成、八月御引取

御病氣<sup>ニ</sup>成、八月御引取

御病氣<sup>ニ</sup>成、八月御引取

御病氣<sup>ニ</sup>成、八月御引取

御病氣<sup>ニ</sup>成、八月御引取

御病氣<sup>ニ</sup>成、八月御引取

御病氣<sup>ニ</sup>成、八月御引取

御病氣<sup>ニ</sup>成、八月御引取

御病氣<sup>ニ</sup>成、八月御引取

御病氣<sup>ニ</sup>成、八月御引取

御病氣<sup>ニ</sup>成、八月御引取

御病氣<sup>ニ</sup>成、八月御引取

御病氣<sup>ニ</sup>成、八月御引取

御病氣<sup>ニ</sup>成、八月御引取

御病氣<sup>ニ</sup>成、八月御引取

御病氣<sup>ニ</sup>成、八月御引取

御病氣<sup>ニ</sup>成、八月御引取

付、諏訪御城追討人足輕老人  
小十人老人其節ろ平殿へ三余  
役所より申付、スワ大宮へ新札  
献上被致候よし、申来。

一、諏方宮<sup>二</sup>色々評議致し候処、  
上京致もの外<sup>三</sup>老人も無、廿三日  
手前大宮呼被出、右之役申  
被付、上京之積り、廿八日<sup>四</sup>与相定  
居候処へ、江戸<sup>五</sup>右林氏、又當城へ  
應心之はや打<sup>六</sup>參、御家老  
千野周助、同千野十郎兵衛、  
林氏三頭<sup>七</sup>廿六日夜、林氏

(十三)

10 仁和寺宮様、有春川宮様  
一、東海道十手大將<sup>一</sup>は、高松、三條  
柳原侍從殿  
殿之よし、海上伊豆沖邊<sup>二</sup>は  
軍船多分相見<sup>三</sup>候よし、  
一、廿八日夜、當御城下牡丹屋孫  
次方<sup>四</sup>へ二人泊<sup>五</sup>候よし承<sup>六</sup>。処、長  
州藩之よし、直<sup>七</sup>三町役人へ申付  
町中安内為致見分<sup>八</sup>之よし、  
一、大宮<sup>九</sup>も、高嶋<sup>一〇</sup>方御沙汰有之  
節、高部峠<sup>一一</sup>方御越<sup>一二</sup>相成候而、御  
參詣も難計存、宮奉行<sup>一三</sup>  
一同へ御沙汰有之、直<sup>一四</sup>參籠  
所へ相詰候、神領役人<sup>一五</sup>へも申付、  
人<sup>一六</sup>引連、御宮相詰、七日・八日兩日、  
明神様<sup>一七</sup>於、焚出し、奉行<sup>一八</sup>方申付  
よつて、廿七日夜、下スワ參籠  
処<sup>一九</sup>追手前人足老人召連罷越、  
若御參詣之節は、如何之掛  
合<sup>二〇</sup>參り、下宮武居祝申<sup>二一</sup>は、  
若御參詣等も有之候ハ、高嶋<sup>二二</sup>方  
申付之通り、迎<sup>二三</sup>ひ送等は、鳥居  
迄<sup>二四</sup>、公家衆<sup>二五</sup>ハ、奉幣<sup>二六</sup>なし、出迎  
着<sup>二七</sup>用ハ、はひろ又は一ト重狩衣  
か下<sup>二八</sup>ハ、さし貫無刀、足ハす足、中  
ぬき草履<sup>二九</sup>宜敷様申、扇子  
ニても持參なし、下座<sup>三〇</sup>は土間、  
札守等も指上<sup>三一</sup>、若御沙汰有之  
候ハ、錦<sup>三二</sup>之御掛守等差上<sup>三三</sup>。外  
ハ一切献上<sup>三四</sup>物無、高嶋<sup>三五</sup>方申付之通り<sup>三六</sup>致  
約定候、神前<sup>三七</sup>は新<sup>三八</sup>ごも(薦)、公家衆  
神拜之内<sup>三九</sup>ハ、脇<sup>四〇</sup>下座<sup>四一</sup>之事、  
一、高嶋<sup>四二</sup>遠見足輕長人徒  
士、中仙道<sup>四三</sup>下海道<sup>四四</sup>道<sup>四五</sup>の齒<sup>四六</sup>引  
如し、大宮<sup>四七</sup>ニても、左<sup>四八</sup>之通り<sup>四九</sup>中仙  
道<sup>五〇</sup>一手、飯田<sup>五一</sup>追一手、道々<sup>五二</sup>幾手も  
差出<sup>五三</sup>、廿九日<sup>五四</sup>本<sup>五五</sup>嘶<sup>五六</sup>ハ不知遠見  
不帰候、手前も宮廿九日<sup>五七</sup>は朝出、

(十五)

11 昼後<sup>一</sup>は歸り申候、用事有之候  
得は、直<sup>二</sup>宮奉行より沙汰之約  
束、  
一、慶応四戊辰年四月 神長官、土  
橋東馬、長坂掃部上京致し、同五月  
歸国致し候、京都太<sup>三</sup>上<sup>四</sup>館<sup>五</sup>於被仰  
付候品は、今般天子思召<sup>六</sup>られ候<sup>七</sup>は、  
神孫御國<sup>八</sup>候得は、往古<sup>九</sup>立<sup>一〇</sup>歸り  
度御思召<sup>一一</sup>付、從 太<sup>一二</sup>上<sup>一三</sup>館<sup>一四</sup>被仰渡候趣、  
諏訪宮所神たるもの分、不殘  
神そふ被仰出候、又社内ト<sup>一五</sup>仏名<sup>一六</sup>之  
付候品は取拂可申様、堅被仰渡候、  
猶又右之訳は、當<sup>一七</sup>二月中<sup>一八</sup>諸國<sup>一九</sup>へ  
白川殿、吉田殿より御触廻<sup>二〇</sup>申候、  
辰六月十五日、名古屋海道<sup>二一</sup>より為

(十六)

12

一、勅使富入部<sup>一</sup>云人、侍三人召連、草履取老  
人、勅使は加(駕)籠、侍之分は手鎗老本  
ツ、持參、兩掛老荷、高遠峠<sup>二</sup>より着、  
峠は山之神迄、小社人ト上下<sup>三</sup>而<sup>四</sup>出迎ひ、  
宮代官は藤澤迄罷出候よし、五宮  
衆は峠口迄出迎ひ、大祝屋敷<sup>五</sup>へ  
夕七ツ頃着御座候、又送り込、一同宮田  
渡<sup>六</sup>罷有候処、勅使より申聞之趣承  
處、今般太<sup>七</sup>上<sup>八</sup>館<sup>九</sup>より被仰出之趣、  
五宮衆<sup>一〇</sup>申渡し置候間、被承候様  
と申候故、一同屋敷<sup>一一</sup>引取、  
一、十七日、勅使大宮<sup>一二</sup>參詣、處々改<sup>一三</sup>メ之  
よし、十六日高嶋<sup>一四</sup>へ宮田渡より申懸、  
十七日、郡奉行見分致し、仲間一同  
大宮<sup>一五</sup>へ相詰、屋頃より夕立之氣色  
相成、九ツ半頃氷降、  
一、十九日、又々宮方へ觸廻り、一同相詰、  
勅使より扱申付處々<sup>一六</sup>仏号<sup>一七</sup>取拂、  
仲間一同<sup>一八</sup>我号<sup>一九</sup>御内神鉄塔、  
取除、宮奉行ハ伊藤氏、長坂氏、宮棟  
梁山口右之人数<sup>二〇</sup>而<sup>二一</sup>取除申候、取拂之  
場所十一ヶ処、不動堂、薬師堂、護麻  
摩堂、兩二王門、釈加(迦)堂、觀音堂、鐘  
堂、ふけん堂、五重塔、右之場處取

(十八)

(十九)

一、中仙道筋<sup>一</sup>者、軍勢老万  
余<sup>二</sup>云事、  
一、下海道<sup>三</sup>は、軍勢四万人程と

(十四)

岩倉侍從  
云事、大將<sup>一</sup>は、姊<sup>二</sup>小路<sup>三</sup>、主條  
大納言<sup>四</sup>、柳原侍從<sup>五</sup>御供<sup>六</sup>は  
薩摩、藝州、因州、彦根、土  
州、右之人数飯田<sup>七</sup>迄、廿八日朝  
乗込よし、先勢百四五拾人  
計之よし、追々飯田<sup>八</sup>追来。  
よし、廿九日<sup>九</sup>今た本勢不知

(十七)

一、十九日、又々宮方へ觸廻り、一同相詰、  
勅使より扱申付處々<sup>一</sup>仏号<sup>二</sup>取拂、  
仲間一同<sup>三</sup>我号<sup>四</sup>御内神鉄塔、  
取除、宮奉行ハ伊藤氏、長坂氏、宮棟  
梁山口右之人数<sup>五</sup>而<sup>六</sup>取除申候、取拂之  
場所十一ヶ処、不動堂、薬師堂、護麻  
摩堂、兩二王門、釈加(迦)堂、觀音堂、鐘  
堂、ふけん堂、五重塔、右之場處取

(二十一)

(二十一)

除、奉行<sup>ニ</sup>は、郡方下役足輕式人、神宮寺村名主方<sup>ニ</sup>居、御勅使より侍三人出張、人足遣場所から取こわさせ度申付候得共、人足志

人も動ず、  
一、廿日、神領人足<sup>ニ</sup>申付候得共、前々之通、一せう動ず、下役足輕共<sup>ニ</sup>致込国へ引取、廿一日郡奉行罷出人足遣ひ度し候得共、右之通<sup>リ</sup>表人足<sup>ニ</sup>は安国寺村新井村、田部村、真茅野村、有加村都合六百日程之よし、勅使より今日中<sup>ニ</sup>取拂せ候様申付置、勅使出立申、諏訪へ罷越、郡奉行勅使<sup>ニ</sup>願ひ、秋後迄日延<sup>ニ</sup>相成候、取拂日人足<sup>ニ</sup>は神宮寺村之もの共、宮方悪口致<sup>ス</sup>事言語<sup>ニ</sup>騒果し事也、

(二十一)

上宮奉行  
伊藤主膳  
長坂主計  
高嶋郡奉行  
山中仲次  
高山四郎左衛門  
郡方下役  
老人  
宮番足輕  
田部村  
藤森貞吉  
上原村  
土橋弥右衛門

一、今般上京致し、大上館より被<sup>レ</sup>仰付社僧之分、土<sup>ニ</sup>相成候様被<sup>レ</sup>仰渡、げんそ九日

(二十三)

く、六月十四日スワ着、神宮寺、如法院、法花寺、蓮池院、下宮<sup>ニ</sup>而は、神宮寺、三清寺、勸正寺、上宮<sup>ニ</sup>同断、別<sup>ニ</sup>印、宮方仏号取拂義六ヶ敷、相成候も、第一番<sup>ニ</sup>神宮寺村申出し不

賢堂無之<sup>ニ</sup>而は、神宮寺村不相立、暮方

二差支可申と云立、上金子村名主三郎岩右衛門と云もの騒立、悪口申觸、勅使はにせものなぞと唱へ、宮方之者打殺などと申立候、其内<sup>ニ</sup>十八ヶ村へ三郎右衛門觸<sup>ラ</sup>廻し、段々廿五ヶ村<sup>ニ</sup>相成、高嶋へ願立、取拂之儀ハ秋後迄之日延<sup>ニ</sup>相成候、葬

〇一、又宮方<sup>ニ</sup>而神そふ祭訳色々申居候内<sup>ニ</sup>大市死去致し、是又村方<sup>ニ</sup>而見舞之事<sup>ニ</sup>付、六ヶ敷相成、仲間一同三日之間打寄、漸々相定り、神そふ<sup>ニ</sup>致<sup>ス</sup>、祭主千ノ式部、前勤<sup>ス</sup>矢崎右内、同増沢数馬、日限、五月

〇一、七月八日夕、横内村矢嶋文吾は、死去致し候處、隣家者共取計<sup>ニ</sup>マ、右之通寺へ頼<sup>ニ</sup>明九日四ツ半之取置相定<sup>マ</sup>申来り、手前方へ新宅俵保藏、隣家之方五郎と云もの二人<sup>ニ</sup>而参り、右之趣申<sup>ニ</sup>付、寺<sup>ラ</sup>止させ、宮奉行へ式部<sup>ラ</sup>遣し候處、未<sup>タ</sup>郡奉行<sup>ル</sup>しかと被<sup>レ</sup>申付も、定<sup>マ</sup>兼居候間、式部、郡奉行所へ相届<sup>ケ</sup>可申様被<sup>レ</sup>申、高嶋へ頼出候處、奉行<sup>ニ</sup>は被<sup>レ</sup>申趣、此度之處は、取定<sup>ニ</sup>も成兼居候間、先右之通、仏そふ可然、其内<sup>ニ</sup>は定<sup>リ</sup>も成べく哉と申よし故、又々頼岳寺<sup>ラ</sup>頼、仏そふ、<sup>ニ</sup>致し、十一日取置<sup>ニ</sup>成候、仲間一同、文吾宅へ手前服<sup>ニ</sup>而寄合<sup>ニ</sup>日致し居、

一、七月廿日、御射山精進入之被<sup>ニ</sup>参り處、宮田渡屋敷役<sup>ニ</sup>而土橋東馬殿、役人<sup>ニ</sup>は矢沢、右二人<sup>ニ</sup>而申候は、昨日小町屋式部方へ、申遣置候得共、一同之處ハ如何神そふ祭之義別<sup>ニ</sup>先<sup>ニ</sup>大宮<sup>ニ</sup>而申達し之通<sup>リ</sup>以

(二十四)

變(異変)無之哉と尋候<sup>ニ</sup>付、手前申達<sup>マ</sup>、右仰之通り、一同相談不致共、以變申者無之存候間、頼<sup>ニ</sup>之通<sup>リ</sup>早御取極<sup>ニ</sup>相成候様、奉願上候と申、右<sup>ニ</sup>付、<sup>ニ</sup>續々名面書出し、郡奉行<sup>ニ</sup>差出<sup>ス</sup>、廿一日、右<sup>ニ</sup>付、一同不<sup>レ</sup>打寄<sup>ニ</sup>仕舞申候、宮方一同神そふ祭名面、宮田渡<sup>ニ</sup>於<sup>テ</sup>は小社人之分不<sup>レ</sup>残神子、八乙女<sup>ニ</sup>名面書出し成<sup>ル</sup>、七月廿一日

〇一、八月朔日從雨降出し、二日三日四日五日と降

續き、出水大變<sup>ニ</sup>成、留之丞田前切口<sup>ニ</sup>成<sup>ル</sup>、右<sup>ニ</sup>付、米直段等茂引上、式駄十二<sup>ニ</sup>三両<sup>ニ</sup>云<sup>テ</sup>追<sup>ニ</sup>相成候、六日<sup>ニ</sup>漸々天氣上り日和<sup>ニ</sup>相成候、  
△一、若殿京都從七月廿七日立<sup>ニ</sup>而歸國被<sup>レ</sup>成、八月六日下之諏訪宿泊り、十日道中<sup>ニ</sup>而、七日城着<sup>ニ</sup>相成申候

(二十八)

一、若殿儀、右之処出坐<sup>ニ</sup>付、大田渡<sup>ニ</sup>而川溜、十日、下諏訪宿泊り、十一日城着<sup>ニ</sup>成<sup>ル</sup>、此度は入部<sup>ニ</sup>而入由承<sup>ル</sup>、

明治<sup>ニ</sup>二年

一、正月廿日、大宮參籠所<sup>ニ</sup>於<sup>テ</sup>申渡し候覺、伊奈兼様從被<sup>レ</sup>仰付之趣は、

守屋玄藩(蕃)、大祝名代宮嶋浪江兩人被<sup>レ</sup>仰付候、西<sup>ニ</sup>而も右之通<sup>リ</sup>被<sup>レ</sup>仰出候、西京<sup>ニ</sup>而矢嶋左京、土橋主税、高嶋御留守居諏訪四郎左衛門兩方共<sup>ニ</sup>御呼出し<sup>ニ</sup>成、右之通<sup>リ</sup>神葬祭并<sup>ニ</sup>、宗門之儀、被<sup>レ</sup>仰渡候よし、正月廿日、右<sup>ニ</sup>於、大祝<sup>ニ</sup>五官、兩奉行、宮奉行<sup>ニ</sup>而申渡候、社家之分ハ、不<sup>レ</sup>残神葬

(二十九)

成候、又神葬之分ハ、宗門一札無之相止メ、  
神領百姓、町人共ハ、不殘宮奉行ニ而  
立合、宗門改メ伊奈兼様へ差出ス、  
よし申付り候、又家社之分ニ而も  
佛葬致度者は、百姓同様宗門  
差出事之よし、右之條々堅ク  
相定リ候、

(三十)

一、又昨年之夏中從、はい仏ニ付、郡中  
一同宮方之者、悪しく申立、頭郷  
十五ヶ村相談致し、三月祭、

17

御頭之儀止度ニ付、高嶋へ頼出し、  
太古之通り百兩ニ萬事懸はなし  
ニ致度頼候処、高嶋ニ而も、御一心ニ  
よつて、左様之義者、御取上ニは  
ならず、頭郷難洗ニ候ハ、御頭之  
義は、右之通り本郷ニ枝村役人  
ニ打寄、酒喰之義ヲ成丈けんや  
ニ致様被申付候様ニ申立候得  
共、右之通り當年番御頭小坂村、  
廿八日、野出し祭りも、右之通り、猶々  
念入ニ供物等も相成申候、懸リ村  
役人共人足込、是ハ、腰弁当ニ而  
相詰申候、高嶋出役、足輕壹人  
當村土橋善助参り候、

一、伊奈兼北小路中務大夫様從

(三十一)

被 仰渡候條、信州一ノ宮義は、  
朝廷より、兵士被仰付、一小儀仰付  
られ候、正月廿五日、大宮ニ而申談ス所、如何  
哉延引ニ相成居申候、

一、明治元辰年極月廿日頃、西京大

(三十二)

政館へ天の川の郷土ニ云もの有之  
よし、何欵不定之儀有之哉、七  
百人程申合せ、太政官へ切込、太政  
官御役人出頭ヲ害殺致し、頭  
打取持参致し候よし、其節ニ

18

太政官ニ於も、召死六七人も有之由  
切込ニ候人数之内ニ而も、同人数位

之よし、五人首持参之者行方不  
知之よし、明治ニ年正月下旬  
諸国へ御触廻リ、人相書廻リ、其  
從後ニ天の川郷土より、太政官へ  
願出し、申合人数名書致し一  
人不殘願出、右之強尊之申訳  
又ハ、罪之次第言上致スよし、右  
数人百姓計ニ無之よし、藩中  
半分位は有之よし、因州  
土州、長州、尾州、薩州、彦根  
駿州等之藩之よし聞へ候、  
一、巳二月廿七日、宮田渡屋敷方  
觸出し、神葬祭之者ハ申  
不及、百姓共込、宗門一札無之  
様申被渡、人別名前年書等  
一札ニ致し、一社中宮田度  
へ差出し屋鋪ニ於京都へ  
送り、手前共、仲間一同、廿七日ニ出ス、  
廿九日ニ印形持参、行政官へ  
差出ス、一札右書出し候一札之通り、  
宮田渡ニ而認、一同ニ京都へ出ス、  
印おしニ参り候、廿九日、卅日ニ出  
立、田沢村神主藤森伊豫之

19

助ニ御座候、

一、二月中旬頃より、當社ニ於も

(三十四)

國學門所相立、瀧の前御茶  
屋ニ於而始、先生ハ東京在人之  
よし承り候、一社一同出度ものハ  
願出し、学問致ニ而宜敷申渡し  
御座候、

一、右同月間届ケ、手前末家

(三十五)

上原金太夫貞道ト云人、末孫、上原平  
藏ト云し人、當巳年より十年計以前  
ニ、手前方被参、手前方ヲ本家  
之由申来リ、其後手前も甲府  
代官町竹屋之向角ニ居候間、  
尋ね参リ世話ニ相成候、其節も  
様々談し、先祖之景図たらし  
度申候よし被申候、其儘打過キ

(三十三)

20

昨辰年ニ至リ、官軍ニ而甲府城  
受取候節、甲府出立、江戸表へ参リ、  
又田安龜之助殿、徳川之跡名ヲ仰  
被付、駿河國府中へ御引授リニ成候  
節、御供ヲ願、當巳二月承リニ府中ニ  
罷居よし、幸便ニよつて申越  
候、只四人扶持ニ而相勤メ居よし、千石  
式人扶持之割ニ而當し相定よし  
又承、出羽庄内之城主酒井左馬  
尉殿、國郡京都ニ而御引上ニ付、父  
子共ニ徳川龜之助殿ニ隨分ニ成

駿府久能山御社番被仰付、父子ニ而九  
人扶持たまわり、只今相勤メ居よし  
ニ御座候、

△一、宮惣代として昨辰年九月從上京

(三十六)

致し居り候、土橋税主、矢嶋左京殿、  
當巳年ニ成、三月上旬ニ守屋宮内殿上  
京致し候、間もなく天子東京ニ  
御行、三月廿八日、西京御發足ニ相成候  
よし、三月廿九日ニ西京從、當社へ  
飛脚至来、是ハ田沢村稻荷神主  
藤森伊豫之助、宮田渡役人原田友  
吉兩人被参候ハ、矢嶋左京殿義、三月  
十五日祇園之祭禮有之被参候處、  
俄腹痛致し、十六日死去致候よし  
申参り候、死骸之義は、直ニ神葬祭ニ  
致し候よし、飛脚之者直ニ引返し上京  
いたす、着次第不殘引取ニ相成ルはづ候、  
一、天子東京ニ御着ニ相成、西御丸ニ被為人候  
よし、諸大名江戸へ相詰、右御供人数ハ  
大名御公家方式百頭余、御供致九、外東京  
へ御着之よし、それより奥州箱 豎  
江大名被仰付、浪士退治ニ出陣致スよし、悪人  
数多分之よし御座候、

一、矢嶋泰輔殿内方やく死去致し、始ニ

(三十七)

神葬祭ニ成候て、取行ひ候、祭主ニは手前  
父矢嶋主水被頼、葬祭致、四月十二日  
是從宮方不殘神葬祭ニ御座候、  
明治元ニ年從、始、是ハ天子直御

○一、(三十八)

支配<sup>二</sup>相成候故、日本中<sup>三</sup>而、十四社右同断之よし、

一、若殿東京<sup>江</sup>發足、三月七日立、六日道（三十九）中<sup>二</sup>而、供人小人数<sup>二</sup>而参<sup>三</sup>、

一、今般御一心<sup>三</sup>付、天廷從被仰出、諸國（四十）

<sup>江</sup>御触廻、當城主<sup>三</sup>於も郡中へ不残

觸、柳口へ学館立、社人、僧、百姓、町人共<sup>三</sup>至迄、秀心之ものハ、願出し、八才從ハ、國學

為致候、明治元巳年四月始<sup>三</sup>、

□一、當村追分彦之丞<sup>三</sup>、磯右衛門<sup>与</sup>申者、十（四十二）

年以前從、武藝<sup>三</sup>心掛有之、卯年より

江戸表罷出、千葉周作之處へ入込、釧

道專<sup>三</sup>致し居<sup>三</sup>候處、將軍家御

引上ケ<sup>三</sup>相成候<sup>三</sup>付、不旗本浪人<sup>三</sup>成り、磯右

衛門義、尾州へ手引<sup>三</sup>以、御召抱<sup>三</sup>相成、

天子<sup>三</sup>而日本鎮撫之節、尾州人数<sup>三</sup>

成、磯右衛門越後へ繰出し、引返し、又江

戸從奥州口へ繰込<sup>三</sup>、會津迄被參候

よし、右之節、首尾能歸国致し候

三付、加増有、五十俵金五十兩と相成候よし、

明治元巳年三月上旬<sup>三</sup>當村<sup>江</sup>被參、

<sup>田畑</sup>

家財家込売拂ひ、金子持參、家内

不残引連、尾州へ引越申候、當城主

より、尾州添書<sup>三</sup>以、御暇願ひ、尾州之藩

三成候、將儀隊と云組之よし。

（上段文字 「北原磯右衛門出性之訳」）

△一、明治<sup>二</sup>巳年五月廿二日英國人通行、（四十二）

東京旗本衆付添何も馬上<sup>三</sup>而

唐人五人、旗本衆十五・六人、馬別當老

人ツ、まかなひ方色々、人数式十五、六

人<sup>三</sup>而上<sup>三</sup>スワ泊、葛木弁當<sup>三</sup>而

行候、

（白紙）

23 （裏表紙裏）

（白紙）

24 （裏表紙）

（白紙）

## 《解説》

### 一、改元のこと

元治二（一八六五）年から慶応元年への改元は、四月七日。「元治元乙丑年」とあるが、「元治二乙丑年」の誤り。

### 二、將軍徳川家茂、上洛のこと

將軍様・・・徳川家茂（一八六四—一八六六）。江戸幕府第十四代將軍。

徳川家茂が京都へ向かうため、慶応元（一八六五）年四月十二日に江戸を出発。五月まで尾張藩名古屋城に在城し、それから、大阪城へ出発した。諸大名・旗本の十万人の大軍勢で、京都へ上洛した。

この記事は、第二次長州征伐の時のものである。実際は、四月十二日に尾張藩主 徳川茂徳が先手総督に、紀州藩主 徳川茂承が副総督に任命され、徳川家茂は閏五月十六日に江戸を出発し、二十二日に参内している。

### 三、諏訪地方大満水のこと

九頭井平・・・九頭井神社周辺だと思われる。直段・・・直段

諏訪地方に起きた大雨の記述である。

閏五月十六日から雨が降り出し、昨日の十七日から大満水（大洪水）となり、前代未聞の出水だった。九頭井平一帯が、上川の本流並みの深さとなり、大木・橋木などが森の辺りに溜まった。「森之辺」が不明だが、九頭井神社と上川付近に森があったことがわかる。九頭井神社の社叢である可能性も考えられる。

十六日から二十八日まで雨が降り続き、八月頃の気候と同じよう、非常に寒冷だった。旧暦の八月は、新暦の九月頃なので、秋の気候と同じということか。これが、暑い土用二十六日の状況だった。

二十九日にやっと天気が回復した。しかし、天候不順により米価が値上がりし、八俵が十兩となった。これを四合五勺で小売りとした。米価が高騰したので、四合五勺単位で販売したという意味か。

切口が九カ所できたことが前代未聞の大荒れだった。山崩れも起こっている。人家は流出し、女性や子供の死者が所々出たという。

この後、九頭井太夫矢鳥家の私事が記されており、小座敷の普請を行い、大工は坂の安太郎だった。

四、再び満水のこと

夜の八ツ頃・・・午前二時頃

天候不順により、米価が七俵で十兩となり、より高騰した。米の売買が行われなくなり、生活レベルが中下級の人々は、当惑していた。

雨は、一日か二日おきに降り、六月十五日には雷雨となり、午前二時頃から大風雨となった。翌午前六時頃まで降り、閏五月の時と同じように、一面本流のようになった。十七日には晴れ、昼頃から天気が回復してきた。

五、天下泰平・五穀成就の祈禱のこと

千野左内・・・不明。神職の一つか。

洪水や世情不安のため、六月十二日から上社本宮で、七日間の祈禱が行われた。天下泰平、五穀成就のため、上社に關

わる神職は、すべて出勤し行われた。また、このことは、村の役所へ触をし、木津終了後も同じく触を出した。千野左内は、人足と手分けをして、湯手拭を村々へ配布した。

### 六、大祝諏方頼武死去のこと

宮田渡・・・大祝屋敷のある場所。大祝を指す場合もある。

大炊之尉・・・大祝諏方頼武。安丸、のち大炊允。霞朝。室

は千野貞允女。

手前共・・・九頭井太夫が属する上社神楽役のこと。

五官祝・・・諏訪上社の神職。神長官守矢氏、祢宜太夫守屋

氏、権祝矢鳥氏、擬祝伊藤氏、副祝長坂氏。

兩奉行・・・諏訪上社の神職。花岡氏と矢鳥氏。

仲間・・・ここでは上社神楽役の事。

花森・・・諏訪上社の神職の一つか。

慶応元年六月二十二日夜に、諏方頼武が腹の病気で死去した。

六月十二、十三日頃から病気が重なり死に至った。二十三日に、神社関係者一同、大祝屋敷へ御悔やみに行き、二十七日に納棺だった。

席順は、五官祝、兩奉行の次に九頭井太夫が属する。神楽役だった。下座に、三の丸名代が座った。

納棺終了後、一同退出し、神楽役の仲間たちが出し合って直会を行った。直会后、納棺の届に行き、ここで酒が下され、一同引き取った。

この記事については、「宮田渡一条之留」（守矢文書 目録八二四）に詳しい。

### 七、大祝諏方頼武出棺のこと

千野□殿・・・諏方頼武の義父である千野貞允か、関係者か。

諏方頼武の後継者は、千野修彌貞柄の子 諏方頼宗。

鵜飼林蔵殿・・・鵜飼鑄蔵。室は諏方内蔵助頼壽女。頼壽は、

頼武の父。

出楫までの二十三日から二十七日までは、手伝いのため  
に大祝屋敷に詰めた。

「野」御礼には、御侍二人、御一類には千野殿、鶴飼鏝藏  
殿御子息、御医師一人の他に二人、案内として足軽金子又七、  
五官祝の次に神楽役、その他の人々へ礼に参った。「野御礼」  
とは、野辺送りの御礼と言うことか。

### 八、飢饉・木曾騒動のこと

矢ヶ崎・・・茅野市本町東・西  
茅野・・・茅野市宮川茅野  
山浦筋・・・八ヶ岳山麓部  
甲州邊見筋・・・山梨県韮崎市と北杜市の八ヶ岳山  
麓部

松本やくわんや神林庄三郎・・・「やくわんや」については  
不明だが、神林は筑摩郡上神林村（松本市大字神林）の  
ことで、庄三郎は、野口庄三郎のことで、豪商だった。

### 夜四ツ頃・・・午後十時頃

慶応二（一八六六）年五月に洪水があった。七月十五日か  
ら十八日まで大変寒冷で、作物の成長が遅れ、実りが悪かつ  
た。矢ヶ崎・茅野から上の山浦筋は大飢饉となり、八月四  
八日に大雨が降り、大洪水となった。八月七日には大風が吹  
き、甲斐国逸見筋から八ヶ岳山麓筋、松本、伊那筋まで大荒  
れとなり、木や家屋などに大きな被害があった。作物にも影  
響があり、実が入らなかつた。

八月八日、九日頃から米価が即時に上がり、四俵が十六兩  
二分まで高騰した。

高島城下は言うまでもなく大騒ぎとなった。城下へは、藩  
から米三百俵が安価販売され、百文につき二合八勺、一軒に  
つき二百文ずつ売り出された。

八月一七日・一八日には、松本の野口庄三郎他、一・二軒  
が焼き払われ、打ち壊しが起こり、大騒ぎとなっていた。首  
謀者は、木曾の者だった。

諏訪でも、松本の騒動が波及する事を恐れ、藩から。十八  
日夜十時頃、塩尻峠に軍勢が派遣された。

この時の騒動は、木曾騒動と言われ、慶応二年八月十七日  
から二十日まで、木曾地方から松本平南部一帯で起きた騒動  
である。神林村野口庄三郎の買い占めが噂され、蜂起のきつ  
かけとなった。この、騒動が諏訪に波及することを恐れた高  
島藩が、領地の境に軍勢を派遣し、警戒に当たったことが記  
されている。

### 九、將軍徳川家茂死去のこと

伊々様・・・井伊直憲 彦根藩第十六代藩主  
榊原・・・榊原政敬 越後高田藩第六代藩主  
松本様・・・松平光則 松本藩第九代藩主  
上田様・・・松平忠礼 上田藩第七代藩主  
高遠殿・・・内藤頼直 高遠藩第八代藩主  
御家様・・・諏訪忠誠 諏訪高島藩第九代藩主 因幡守

慶応二年六月に、將軍徳川家茂が、第二次長州征伐のた  
めに上洛した。彦根藩と榊原軍が入京し、日本国中大騒ぎだ  
った。しかし、將軍が病氣となり、八月に引き取り、長州征  
伐は延期となった。松本藩・上田藩・高遠藩などの大名・旗  
本も退却した。徳川家茂が没したのは七月二十日だった。

第二次長州征伐時は、諏訪高島藩主諏訪忠誠は、江戸城  
内桜田門の門番だった。

### 十、戊辰戦争のこと

將軍家一ツ橋慶喜・・・徳川慶喜 江戸幕府第十五代將軍  
会津・・・会津藩 藩主は松平容保  
桑名・・・桑名藩 藩主は松平定敬 容保の弟  
高松・・・高松藩 藩主は松平頼聰 徳川慶喜とは縁戚関係  
松山・・・松山藩 藩主は松平勝成 徳川慶喜とは従兄  
薩州・・・薩摩藩 島津氏 藩主は島津茂久（忠義）  
長州・・・長州藩 毛利氏 藩主は毛利敬親  
藝州・・・広島藩（藝州藩・安芸藩） 藩主は浅野長勲  
土州・・・土佐藩 藩主は山内豊範 実権は山内豊信（容堂）  
が握っていた。

因州・・・鳥取藩 藩主は池田慶徳 徳川慶喜の兄  
徳川慶喜が、京都二条城にいたが、慶應三年（一八六七）  
年十二月二十五日に京都へ上洛するといつて会津藩などが起  
こつた。御用務大名については不明だが、江戸幕府軍のこと  
を指すと思われる。江戸幕府軍は、会津、桑名、高松、松山  
等の諸藩が伏見へ着陣した。

### 官軍は、薩摩、長門、安芸、土佐、因幡の諸藩である。

彦根を通過するかしないかの口論から、伏見鳥羽村で合戦が  
始まつた。一月三日から七日まで、昼夜五日間の戦闘だった。  
本項での記述は、実際と異なることが多く、矢島庫が、  
当時の噂などによって、書き留めている可能性がある。

### 十一、戊辰戦争後の江戸・京都の情勢

蟻春川宮・・・有栖川熾仁親王  
大将冠・・・新政府の総裁のことか。  
三余御役所・・・「三余」は「参与」のことか。参与役所に

ついては不明だが、参与は新政府に設置された官職なの  
で、新政府のことか。慶応四年「歳中日記」（守矢文書  
目録九三〇）一月六日条には、武家伝奏所が廃止され、「参  
与御役所」となったとある。公家が主体だが、尾張・越前・  
薩摩・安芸・土佐の五藩の藩士十五人が詰めていたという。  
徳川慶喜の將軍職については、慶応三年十一月に天皇に返  
還し、政務料五百万石も朝廷に返還するように、朝廷から幕  
府に命じられた。

実際の大政奉還は十月十四日、王政復古の大号令は十二月  
九日である。

慶応三年に江戸において、「天そう寺そふ御役」については  
全く不明であるが、徳川慶喜だろうか、これを免職となつた  
という。京都では有栖川宮が新政府の総裁となつた。新たに  
「参与御役所」というものが設けられたという。

参与御役所には、長州・薩州・土州藩主が一人ずつ出張し、  
政務を執り行うという事だったが、このような機関はなかつ  
たようだ。一月三日からの戊辰戦争で、日本中大騒ぎになつ  
た。京都では、長州・薩摩・因幡・土佐・近江・安芸の大名  
が、京都を固め、街道なども一人も大津から内へは通れなく  
なつた。

### 十二、諏訪忠誠の去就のこと

藤井長右衛門・・・どのような地位にある人物か不明だが、  
ここでは「町人」と記されている。京都にいる神長官な  
どの諏訪神社代表者と、諏訪との連絡役だったようだ。  
十一の「三余御役所」の事を報せてきたのは、藤井長右  
衛門だった。慶応四年「歳中日記」には、長八郎事 藤  
井長右衛門」とあるので、長右衛門の前は、長八郎を名  
乗っていたようだ。

林麓平・・・賄役 林魯平守本のことと思われる。  
藤森氏・・・田沢村神主 藤森伊予之助のことか。

京都参与御役所が高島藩出入りの町人 藤井長右衛門に諏  
訪忠誠が、官軍に應ずるかという意思の確認を命じた。幸い  
な事に、京都に藤井の他に、林麓平と藤森氏がおり、すぐに、  
藤井が有栖川宮に命じられたためか、先触れを出して、早馬  
（はやうち）で、林氏が二月十六日から二十四時間で伝えて  
きた。諏訪城下までの付人は、足軽一人、小十人一人だった。

この時、参与役所から申し付けがあり、諏訪大宮へ新札を献  
上するようということだった。

### 十三、諏訪の情勢（一）

千野周介・・・「修弼」のことか。「修弼」であれば、千野貞

炳のこと。千野貞炳は、高島藩家老である。

一月二十七日に、偽勅使高松殿と飯田で遭遇し、二月二日に引き返している。四日に再度上京。七月十八日に帰国。十二月一日に執政となる。

千野十郎兵衛・・・方義。慶応四年正月に上京途中で偽勅使高松殿と飯田で遭遇し、二月二日に引き返し、四日に再度上京している。四月二十三日に御旗奉行となり、七月十八日に帰国。八月二十八日には御側用人兼帯御相伴、十月晦日、伊那県へ重役として出役。明治元年十二月一日、御役改参政、十二月十五日、御一新御改革掛。明治二年正月郡宰掛。九月二十七日に家令となる。(藩譜私集)

木曾数原・・・木曾郡木祖村数原  
高部峠・・・茅野市宮川高部の砲瘡神塚から高遠へ至る峠のことだと思われる。

駒沢新田・・・岡谷市川岸東五丁目  
千野新左衛門・・・房孝。慶応三年正月軍事調掛。慶応四年三月二日、官軍を江戸まで案内し、出府する。番士組頭指令士。四月二十一日に相楽惣三偽官軍事件に関係して御役御免となる。十一月二十六日に御取次御使番、十二月十五日長善館頭取。明治二年九月十六日、権少参事軍務方局長。(藩譜私集)

新井村・・・茅野市宮川新井  
伊奈街道・・・三州街道のこと。国道一五三号線にほぼ同じ。諏訪神社内部で評議したが、上京するものが一人もなく、二月二十三日に九頭井太夫矢島庫が上社本宮へ呼び出され、上京を命じられた。

二十八日に出発予定だったが、江戸から林氏が、高島藩の去就についての早馬で問い合わせてきた。家老の千野周介と千野十郎兵衛が、林氏と三頭の馬で京へ向かった。まず、林氏が二十六日に出発した。中仙道を行くが、木曾数原宿まで到着した。続けて二十七日早朝、千野両人が下諏訪まで行ったところ、林氏が引き返してきて、大軍が来るという情報を得て、高島城へ引き返し、大騒ぎとなった。

塩尻峠から城下まで、支障なく進軍できるようにして、城下から高部峠分杭まで、雪を割り掃除をして綺麗にした。下方は、駒沢新田まで、諏訪へ入る三カ所の口に出迎えの警護の役人が詰めた。高部峠には千野新左衛門が足軽、歩兵とともに詰めた。新井村役人が弁当を送っている。この時、千野新左衛門は、二月二十七日まで、諏訪におらず、二十八日に帰国しているため、この記事が真実ならば、帰国後すぐに

高部峠に配置されたことになる。

二十八日には、林氏、千野十郎兵衛、千野周介三名で、伊那街道で京へ向かった。

中仙道筋に一万あまりの軍勢が進軍してきているという情報があった。

#### 十四、官軍の情勢(一)

下街道・・・中山道大井宿(恵那市)から名古屋城下へ入る、中山道の脇往還のことか。

岩倉侍従・・・岩倉具定のことか。岩倉具定であれば、このとき、東山道総督。

ここでの記述は、東山道軍が諏訪へ進軍してきた状況である。

下街道は軍勢四万人程。大將は岩倉侍従。供には薩摩安芸、因幡、彦根、土佐の軍勢が従った。この軍は、二十八日朝に到着とのこと。先鋒百四、五十人ばかりとのことだった。追々飯田まで来ると言うが、まだ本隊は到着していなかった。

官軍が下諏訪に到着したのは、三月一日だった。

#### 十五、官軍の情勢(二)

仁和寺宮・・・小松宮彰仁親王。この時は、柳原侍従・・・柳原前光。この時は東海道鎮撫副総督。歌人柳原燁子(白蓮)の父。奥羽征討総督。

東海道の将は、仁和寺宮、有栖川宮、柳原侍従である。太平洋上、伊豆沖辺りには、軍船が多く見られた。

#### 十六、諏訪の情勢(一)

参籠所・・・上社本宮にあった施設。神職たちが宿直などの当番の時に詰めていたようだ。また、何か起こったときには、集合する場所でもあったことがわかる。

下宮武井祝・・・今井信古、武井祝は、下社の神職の一。二月二十八日夜、高島城下牡丹屋孫次方に二人の者が宿泊していたが、長州藩の者だということで、すぐに町役人町内を案内し、見分をさせるようにと命じた。

諏訪上社へも、藩から要請があり、高部峠から来た場合は、参詣するかもしれないので、宮奉行から連絡があった。ただしに参籠所へ詰め、神領役人に人足を引き連れるように命じた。

二月二十七日・二十八日両日に、諏訪神社において炊き出しがあった。二十七日夜には、下社参籠所へ九頭井太夫が人足一人を連れて行った。

もし、官軍が参詣することがあれば、どのような対応をとるのかと聞くと、下社武居祝が申すには、もし、参詣することがあれば、高島城からの申し付けのとおり、送迎などは鳥居まで、公家衆は奉幣なく、出迎えの着用は「はひろ」または一重狩衣、風折烏帽子、指貫無刀、足は素足、中抜草履、扇子は持参しない。下座は土間で、札やお守りも渡さず、もし、要望があれば、錦の御札・お守りを差し上げ、他は一切献上しない。高島城の申し付け通りにする約束である。神前には、新薦、公家衆が神拝の時には、脇に下座するとの回答だった。

#### 十七、諏訪の情勢(三)

高島から遠見の足軽、長人、徒士が送られたようだ。中山道下街道は、櫛の歯を引くように、官軍になびいた。上社本宮でも、遠見を中仙道に一手、飯田まで一手を派遣する。

二十九日には、遠見も帰ってこず、情報がないので、矢島庫は朝、本宮へ行き、昼後には帰宅した。用事があるときには、すぐに宮奉行から連絡があるとの約束だった。

#### 十八、神長官等上京につき、太政官からの達のこと

神長官・・・守矢實顕  
土橋東馬・・・土橋實盈 上社大祝家政所  
長坂掃部・・・長坂光毅 副祝家  
太上館・・・太政官  
白川殿・・・白川資訓 伯家(白川)神道 神祇伯  
吉田殿・・・吉田良義 吉田神道 神祇管領長上

慶応四年四月、神長官 守矢實顕、大祝家政所 土橋東馬、副祝 長坂掃部が上京し、同五月に帰国した。京都の太政官において命ぜられた事は、今般、天皇の思召しでは、神孫の国であるので、往古に立ち帰りたく思っているとの事。太政官より言われた事は、諏訪宮所の神社分は、残らず神葬祭とし、また、神社内の仏教的なものについては、取り扱うように、堅く仰せ渡された。このことについては、今年二月中に、諸国へ白川殿、吉田殿より触れが廻った。

#### 十九、勅使富饒夫、諏訪へ到着のこと

勅使富人部・・・富饒夫 神祇局觀察使  
夕七ツ・・・午後四時頃か

明治元年六月十五日、名古屋街道から勅使 富饒夫という人物が、侍三人、草履取一人を召し連れて、高遠峠から到着した。

峠は山の神まで、小社人と袴にて出迎えた。宮代官は藤沢まで出向いていった。五官祝は峠口で出迎えた。大祝屋敷へ午後四時頃到着。大祝屋敷へ、神職一同、勅使から申し渡



されたのは、五官祝に申し渡すとの事で、一同帰宅した。

慶応四年「歳中日記」によると、六月十四日に鑑察使の先触れが来て、十五日に到着した。御堂垣外まで金井傳一郎以下三名が出迎え、神領名主が分杭まで出た。神職たちは疱瘡神まで出迎え、代官笠原平右衛門は山の神まで出た。本史料の宮代官のことだろうが、藤沢まで出たと記されている。また、本史料には五官祝は峠口まででたとあるので、疱瘡神の場所が峠口だと思われる。

鑑察使は富饒夫、副使は中川陸奥、侍前島鉄之丞、岩田式部の四人だったと「歳中日記」には記されているが、本史料では富饒夫の他、侍三人、草履取一人と記されている。

## 二十、勅使・郡奉行、上社見分のこと

九ツ半頃・午後一時頃  
六月十七日に勅使は上社本宮へ参詣し、所々改めるようにという指示だった。十六日に大祝屋敷から藩へ依頼し、郡奉行が見分し、神職一同、本宮へ詰める。昼頃から夕立の気配があり、午後一時頃に氷が降った。

「歳中日記」によると、この日に鑑察使が堂塔破却について社僧への説得があったと記されている。

## 二十一、上社除仏のこと(一)

我号・・・雅楽。「がこう」と読む。上社の神職の一。山口・・・御炊職、宮奉行代官の山口兵衛のことか。

六月十九日に、また、宮方へ触れ回り、一同本宮へ詰める。勅使から指示があり、仏教的な施設が取り払られるようになった。

ふけん堂・・・普賢堂。正応五(一一九二)に下伊那の豪族知久敦幸を施主として建てられた。大工は南都(奈良)東大寺の藤原肥後守。

五重塔・・・延慶元(一一〇八)に知久氏によつて造営された。神楽役、雅楽は、御内陣の鉄塔を取り除くことになった。この時の宮奉行は擬祝伊藤氏、副祝長坂氏、宮棟梁、山口で取り除き、取り除く施設は十一ヶ所だった。

取り除く施設は、鉄塔、不動堂、薬師堂、護摩堂、両二王門、釈迦堂、観音堂、鐘堂、普賢堂、五重塔である。

取り除く奉行には、郡方下役足軽一人、神宮寺村名主方にいる勅使より侍三人が出張し、人足を遣わして取り壊させようとしたが、人足は一人も動かなかった。

## 二十二、上社除仏のこと(二)

伊藤主善・・・伊藤主膳貞章 擬祝 当時は上宮奉行も勤めていた。

長坂主計・・・頼文 副祝 当時は上宮奉行も勤めていた。山中仲次・・・高嶋郡奉行

高山四郎左衛門・・・高嶋郡奉行  
安国寺村・・・現在の茅野市宮川安国寺

田部村・・・現在の諏訪市湖南田辺  
真茅野村・・・現在の諏訪市湖北・南真志野

有加村・・・現在諏訪市豊田有賀  
上原村 土橋弥右衛門

六月二十日に神領人足に申し付けたが、一層動かず。下役足軽に至るまで、帰宅してしまつた。六月二十一日に郡奉行が来て、人足を使いたいと言つて来たが、動かなかった。表人足には安国寺村、新井村、田部村、真志野村、有賀村の都合六百人である。勅使から今日中に取り払うように申しつけ、勅使は出発した。諏訪へ行き、郡奉行は勅使に、秋以降に延期して欲しいと願ひ出た。取り払いの日に、人足や神宮寺村の者共は、神社の神職に対して、悪口を言い、非常に騒がしかった。

二十三、神宮寺等宮寺僧侶の還俗と除仏  
今般、神長官等が上京し、太政官より仰せ付けられたのは、社僧は士(侍)身分にして、還俗するようにということだった。六月十四(九?)日に諏訪へ着いた。神宮寺、如法院、法華寺、蓮池院が還俗し、下宮では、神宮寺、三清(精)寺、勤正寺も上宮と同様である。

宮方の仏教施設を取り払うのは難しく、第一番に神宮寺村が申し出た。神宮寺村は、普賢堂がなくては成り立たず、暮方に差し支えると言ひ立て、上金子村名主三郎右衛門と岩右衛門が騒ぎ立てて、悪口を申し触れ、勅使は偽者だと言ひ、宮方の者たちを打ち殺せなどと申し立てた。

そのうち、三郎右衛門が、十八ヶ村へ触れを回し、これが二十五ヶ村になり、藩へ願ひ出た。除仏のことは、秋の後まで延期となった。

二十四、大市死去のこと  
大市・・・上社八乙女。  
八乙女・・・上社神職の一。

千ノ式部 茅野式部のこと。茅野光豊。外記太夫、上社神楽役  
矢崎右内・・・上社神楽役。  
増沢数馬・・・清孝。籬(真柿)太夫。上社神楽役。御衣社の神主。  
矢嶋文吾・・・上社神楽役。

頼岳寺 少林山頼岳寺 曹洞宗 茅野市ちの上原  
宮方で神葬祭について色々議論しているうちに、八乙女の大市が死去した。村方の見舞のことについて難しくなり、仲間一同が三日間会合を開き、ようやく神葬祭で行うことが決まつた。祭主は茅野式部、前勤は矢崎右内、同増沢数馬。

「歳中日記」によると、大市が死去したのは、六月十日。

## 二十五、横内村矢嶋文吾婆死去のこと

横内村・・・現在の茅野市ちの横内  
四ツ半・・・午前十一時頃

七(五?)月夕に、横内村矢嶋文吾婆が死去した。隣家の人たちの取り計らいで、死亡届を寺へ頼みに行き、明日九日午前十一時頃取り置くことを決めて来た。

矢嶋庫の元へ、新宅保蔵と、隣家の万五郎という者が来て、このことを伝えてきた。しかし、庫は、寺を止めさせ、宮奉行に茅野式部を派遣して問ひ合はせるところ、まだ、郡奉行からこれといった決まりはなく、定めかねている状態だったので、式部は郡奉行所に問ひ合はせさせた。

郡奉行からは現在決めることはできないということ、まずは仏葬祭で行い、十一日に取り置くことになった。郡奉行からは、そのうち決まるだろうとのことだったので、頼岳寺を頼み、十一日に取り置いた。

仲間一同、文吾宅で二日間寄合をした。

## 二十六、神葬祭のこと(一)

矢沢・・・不明。大祝の家臣か。  
小町屋・・・茅野市宮川安国寺小町屋  
小社人・・・上社神職の一。  
神子・・・上社神職の一。

七月二十日の御射山精進入の椀に参つたところ、宮田渡屋敷の役所において、土橋東馬殿と役人では矢沢の二人が、昨日、小町屋の茅野式部方へ申し遣わしたが、神職一同のところでは、神葬祭はどうしているか、先に、上社本宮で伝えたとおり、異変はないかと尋ねてきた。矢嶋庫は一同で相談しなくとも、異変を言う者は誰もいないが、願ひ出たとおり、早く方針を決めて欲しいと答えた。この願ひとして、名簿を書き出し、郡奉行所へ提出した。

二十一日には、神葬祭について一同で会合を開き、宮方一同は神葬祭名簿、宮田渡では、小社人分は残らず、神子、八乙女までの名簿を書き出した。

神葬祭が取下げになつた場合は、各々、寺へも「御社頭役ニ御届ケ被下度」と申し、宮田渡でも承引し、こちらから寺

へ届け出る約束となった。

### 二十七、洪水のこと

おたつ瀨・・・不明。上原の地名か。文から留之丞の多の前の地名だったようだ。

八月一日から雨が降り出し、五日まで降り続き、大変な出水となった。留之丞田前が切り口になった。この洪水により、米価が高騰し、二駄が十二・三両となった。六日ようやく天気になり、よい日和となった。

### 二十八、諏訪忠礼、京から帰国のこと

若殿・・・諏訪忠礼。

大田渡・・・中山道太田宿（岐阜県美濃加茂市太田本宿）。太田渡は木曾川の渡し。

諏訪忠礼が、京を七月二十七日に出発して、帰国した。八月六日に下諏訪宿に泊まり、七日に高島城に到着した。十日の道中だった。

京からの道中、大田渡で川留めがあったとのこと。

### 二十九、神葬祭のこと(一)

伊奈兼様・・・伊那県知事 北小路俊昌

守屋玄蕃・・・不明、神職の一人か。

宮嶋浪江・・・貞頭、上社宝剑守

高嶋御留守居諏訪四郎左衛門・・・

明治二〇(一八六九)年一月二十日に、大宮参籠所で申し渡された覚。

伊那県知事から、守屋玄蕃、大祝名代宮嶋浪江仰せ付けられたことは、西でも、右の通り仰せ出された。

西京で、矢嶋左京、土橋主税、高嶋御留守居諏訪四郎左衛門を呼び出し、神葬祭と宗門について、仰せ渡すとのことだった。

一月二十日に、大祝、五宮、両奉行、宮奉行に申し渡したのは、社家は残らず神葬祭に、神葬分は、宗門一札を止め、神領の百姓、町人は、すべて宮奉行が立ち会い宗門改を行い、伊那県知事へ差し出すということだった。

また、「家社」の分についても、仏葬祭にしたい者は、百姓同様、宗門を差し出すようにとのことだった。

### 三十、御頭郷廢仏に抵抗のこと

御一心・・・明治維新のこと

小坂村・・・現在の岡谷市湊小坂

野出し祭り・・・野出神事のことか。

昨年の夏中から、廢仏に対して、諏訪郡中の者たちが、宮方に対して悪く申し立て、頭郷十五ヶ村が相談して、三月祭

の御頭を止めたいと高島藩へ願ひ出た。

大昔の通り、百両で、すべて「懸はなし」にしたいと願ひ出たところ、藩でも御一心によって、このようなことには取り上げなかった。「懸はなし」の意味が不明だが、神事を勤める代わりに、金銭で代納するということか。「太古之通」とあるので、大昔は金銭で代納していたという認識が、幕末の人々にはあったようだ。

頭郷が難渋をいうことがあったら、御頭は、本郷、枝村役人が直会の酒食を儉約するようにと達したが、この年の年番御頭の小坂村は、二十八日の野出祭は念入りに供物を揃えた。御頭村役人や人足にいたるまで、腰弁当で詰めた。高島出役、足軽一人、上原村土橋善助が参った。

明治二年「参籠所日記」(守矢文書)によると、宗門について言い渡されたのは、一月二十三日となっている。

### 三十一、信州一ノ宮、兵士を仰せ付けられること

北小路中務太夫様・・・伊那県知事 北小路俊昌

伊那県知事 北小路中務太夫様がおっしゃるには、信州一ノ宮は、朝廷から兵士を仰せ付けられ、「一小儀」を仰せ付けられ、一月二十五日に大宮で会合があったが、どうなったか、延期になっている。「一小儀」については、不明だが、兵士を朝廷から仰せ付けられたと言うことであるので、「一小隊」ということか。

### 三十二、天ノ川郷士、太政官襲撃のこと

明治元年十二月二十日頃、西京太政官へ「天ノ川郷士」が七百人ほどで申し合わせて、太政官役人出頭を殺害し、頭を打ち取ったという。

その時、太政官でも死者六・七人あり、切り込みに入った人数も同人数くらいだったという。五人の首を持って言った者たちは、行方不明とのこと。

明治二年正月下旬、天ノ川郷士太政官乱入の人相書の觸れが諸国へ廻った。その後、天ノ川郷士から太政官へ願ひ出があり、申し合わせの人数を書き、押し入った理由などを言上するとのことだった。

郷士の構成員は、百姓ばかりではなく、また、藩の人間は半分くらいで、後は因幡、土佐、長門、尾張、薩摩、彦根、駿河諸藩の人間だったという。

「天ノ川」というのは、奈良県の天川村のことだろう。しかし、天川郷士というのは確認できず、もしかしたら十津川郷士のことか。本項は香なり大きな事件であるが、現在のところ、確認できなかった。

### 三十三、宗門一札廢止のこと

明治二年二月二十七日に、宮田渡屋敷から觸れがあり、神葬祭の者だけではなく、百姓にいたるまで、宗門一札は廢止となったと伝えてきた。

以後、人別名前年書などを一枚の書類にし、諏訪神社一同、宮田渡へ差し出し、まとめて京都へ送ることになった。

九頭井太夫をはじめ、一同、二十七日に提出した。二十九日に印形を持参し、行政官へ提出した。この書類は、田沢村神主 藤森伊予之助が京都へ送るために、二十九日、三十日に提出した。

### 三十四、国学問所開設のこと

瀧の前・・・上社本宮御手洗川前

二月中旬頃から、諏訪上社にも、国学問所が開設された。これは、瀧の前の御茶屋で始まった。先生は、東京在住の人物だという。参加したい者は、願ひ出るように言うことだった。

### 三十五、上原平蔵のこと

田安龜之助・・・徳川家達。徳川宗家第十六代。初代 静岡藩主。

駿河国府中・・・現在の静岡市。静岡藩の中心。出羽庄内之城主酒井左馬尉殿・・・出羽庄内藩第十一代藩主 酒井忠篤のことか。庄内酒井氏は左衛門尉を代々称していた。

駿府久能山御社番・・・忠厚保が久能山の社番をしていたことは不明。

矢島家の末家、上原金太夫貞道の末孫 上原平蔵という人は、明治二年より十年ほど前に、訪ねてきて、矢島家を本家だと申してきた。この後、矢島庫が甲府代官町竹屋の向角にいたときに、訪ねてきて世話になった。この時も色々話して、今度系図を拝見したいと言われたまま、そのまま数年経ってしまった。

昨年、明治元年に、官軍が甲府城を受け取ったとき、上原平蔵は甲府を出発し、江戸へ参り、田安龜之助が、徳川の名跡を継ぐことになり、駿河国府中へ転封になった。その時、上原は供を願ひ出て、明治二年には駿府にいたることので、手紙でこのことを知らせた。

上原はこの時、四人扶持で、千石二人扶持で割り当てられたとのことである。

出羽庄内城主 酒井左典尉は、国が取り上げられ、父子とも徳川龜之助に従い、駿府久能山の社番となって勤めている

とのこと。

### 三十六、矢嶋左京急死のこと

矢嶋左京・・・正方、上社権祝。

守屋宮内・・・神長官守矢實頭か。

天子・・・明治天皇

西京・・・京都

東京・・・江戸が東京に改称したのは慶応四年七月十七日。

田沢村稲荷神主藤森伊豫之助・・・田沢村は、現在の茅野

市宮川田沢。稲荷は田沢稲荷社のことである。

原田友吉・・・不明。

宮惣代として明治元年九月に上京した土橋主税、矢嶋左京

は、上京したままで、明治二年三月上旬に、守屋(矢)宮内

が上京した。ほどなくして、明治天皇が東京へ行幸し、三月

二十八日に東京へ出発した。

三月二十九日に、西京から諏訪上社に飛脚が来た。

これは、田沢村稲荷神社神主 藤森伊予之助と宮田渡役人

原田友吉が来て伝えてきた。

その内容は、三月十五日、矢嶋左京殿が祇園社の祭礼があ

ったので、参詣していると、にわかに腹痛を起し、十六日

に死去したことだった。

死骸は、すぐに神葬祭にするようにとのことで、藤森、原

田はすぐに京へ引き返した。

このことについては、明治元年「西京日記」(守矢文書)

### 三十七、天皇東京到着のこと

西御丸・・・江戸城西之丸

奥州箱堅・・・現在の北海道函館市。榎本武揚を中心とする

旧幕府軍が、函館五稜郭を占領し、これを新政府軍が攻

撃した函館戦争のこと。明治二年五月二十日に終結。

天皇が東京に到着し、西の丸に入ったため、諸大名が江戸

へ詰め。供の人数は、大名、公家方二百頭程だった。ここ

で、奥州函館に籠もる幕府遺臣を攻撃することを諸大名に命

じ、出陣することになった。

### 三十八、矢嶋泰助内方やく死去し、神葬祭のこと

矢嶋泰輔・・・上社両奉行

矢嶋主水・・・信房(明治十五年十二月四日 七十四歳没)

九頭井太夫、上社神楽役

矢嶋泰輔殿の内方やくが死去したので、初めて神葬祭で

葬儀が行われることになった。祭主は手前 父矢嶋主水

が依頼され葬祭を行った。ここで、「手前」の父が「矢嶋主水」

であると記されているため、本史料の執筆者は矢島信智であ

ることがわかる。

四月十二日に葬儀が行われたが、これ以降、宮方はすべ

て神葬祭になった。

これは、明治元年から始まり、天皇直轄の支配となった

ため、日本中も同じで、十四社も同様である。

### 三十九、諏訪忠礼、東京へ出発のこと

諏訪忠礼が三月七日に東京へ出発した。六日の行程で、

供の人数は小人数だった。

### 四十、学校設立のこと

明治元年四月に、学校教育の触が全国へ廻った。諏訪郡内

も総てに御触が廻り、すべての人々が教育を受けることがで

き、教育を受けたい者は願い出るようにのことだった。諏

訪地方においては、柳口に学校を建設し、八歳からは国学を

学ぶということだった。

江戸時代には、藩校として長善館があったが、これとは別

に国学校(皇学校)が開設された。これは、柳口役所内に置

かれ、本項の記述は、このことを指している。長善館は漢学

を学ぶのに対し、国学校は国学を学ぶ施設だった。

### 四十一、北原磯右衛門のこと

千葉周作・・・千葉周作は北辰一刀流の創始者である成政の

ことであるが、成政は安政二(一八五〇)年に没してい

るので、三男の千葉道三郎の代か。

尾州・・・尾張藩

越後・・・戊辰戦争時の北越戦争のこと。主に長岡藩攻めの

ことであろう。

奥州口・・・庄内・秋田・白川口戦争のことか。

会津・・・戊辰戦争時の会津戦争のこと。

上原村追分の彦之丞倅、磯右衛門という者が、十年以上

前から、武芸に執心し、慶応三(一八六七)年から江戸へ出

て、千葉周作の道場へ入り、剣道の稽古に励んでいた。將軍

家が政奉還をしたために、旗本が浪人となってしまった。

磯右衛門は、尾張藩に手引により召し抱えられることに

なり、天皇による日本鎮撫の時、尾張藩の兵士となり、越

後、江戸、奥州口、会津を転戦した。

一年ほどで帰国し、加増され、五十俵金五拾十兩の扶持

が与えられた。明治二年三月上旬に上原村へ戻り、家財、田畑、家屋を

売り払い、尾張へ引越していった。この時、尾張藩の添書

をもって、高嶋藩へ暇願いをした。

北原磯右衛門は「将儀隊」という組に属していた。

### 四十二、外国人通行のこと

葛木・・・富士見町落合葛木

明治二年五月二十二日にイギリス人が諏訪地方を通行し

た。東京の旗本衆が付き添い、いずれも馬上だった。唐人五人

旗本衆十五・六人で、馬別当が一人ずつ、賄い方色々で、人

数は二十五、六人ほどだった。この人数で上諏訪に泊り、葛

木で弁当をとり、通行していった。このことについて、守矢

文書の「古翠館日誌」「参籠所日記」(資料参照)に見られる

が、守矢文書には、どの国の人々かは記されていない。ほ

ぼ同じ記述であるが、守矢文書では、二十一日に諏訪へ到着

し、高島(上諏訪宿か)本陣で一泊し、翌二十二日に出発し

ている。

『下諏訪町誌 下巻』によれば、この一行は、英国代理公

使 F・O・アダムスであろうとしている。

〔参考資料〕

乍恐以口上書奉願上候

明治二己巳年(一八六九)三月

上原村 年寄 與左衛門 他五名 ↓ 御宗門 御役所

(端裏書)

〔扣〕

乍恐以口上書奉申上候

一、當村磯右衛門儀、去、寅年七月賣用、而東京、

罷出候所、翌二月、至候而も、歸村不仕、一向音信も

無御座、行衛不相知候、其段御内意申上置

候處、此度、歸村仕候故、相尋候所、兼々武藝

執心、付、東京村松町劍術師範小栗徳三郎

内弟子、相成居候内、尾州様、而御人御用、候間、

参、候様、奉公人口人之者申、付、御日雇、参候所、

昨辰七月、越後御出兵被召連、奥州會津領

迄相越、同十一月御引取、而、尾張迄罷越候處、

軍務副知事方、渡邊鐵次郎様御組下、召出

被下置候間、何卒妻子同道仕度、尤跡式之

義者、倅増蔵殘置相續為仕度段申候、此段、

御内意奉伺候、以上、

明治二己巳年三月

上原村 年寄 與左衛門

同断

平右衛門

同断

伴蔵

名主

清七

同断

長作

長野県 一九八九 『長野県史 通史編 第六卷 近世三』

長野県史刊行会

茅野市 一九八七 『茅野市史 中巻』

諏訪市史編纂委員会 一九八八 『諏訪市史 中巻 近世』

諏訪市

諏訪古文書の会・諏訪近世史備要編修委員会 一九八五 『諏訪近世史備要』

諏訪古文書の会

御宗門

御役所様

《参考文献》

・古文書・古記録

(守矢文書)

元治二年・慶応元年(一八六五)「年中日記」(整理番号九四二)

慶応元年(一八六五)六月「宮田渡一条之留」(整理番号八二四)

慶応四年(一八六八)「歳中日記」(整理番号九三〇)

明治元(一八六八)年十一月「西京日誌」(整理番号八八九)

明治二(一八六九)年五月「古翠館日誌」(整理番号九七二)

明治二(一八六九)年正月「参籠所日誌」(整理番号九七三)

・刊行物

諏訪史料叢書刊行会 一九三五 『諏訪史料叢書 卷二十二 藩譜私集』

諏訪史料叢書刊行会 一九三五 『諏訪史料叢書 卷二十二 藩譜私集(中)』

諏訪史料叢書刊行会 一九三五 『諏訪史料叢書 卷二十二 藩譜私集(下)』

諏訪教育会 一九三七 『諏訪史料叢書 卷廿七』

諏訪教育会 一九三八 『諏訪史料叢書 卷二十八』

下諏訪町誌編纂委員会 一九六九 『下諏訪町誌 下巻』甲

陽書房

諏訪市史編纂委員会 一九七六 『諏訪市史 下巻 近現代』

諏訪市